

2023年7月4日

みずほ銀行 国際戦略情報部

Global Intelligence Report AI 覇権争いは技術から規制へ拡大 ～EU の AI 規制案が国際基準形成をリード～

【要旨】

- ◆ EU が 2021 年 4 月に AI 利用に関する規制案を発表して以来、「生成 AI」技術の発展と普及の拡大を受け、2023 年の G7 広島サミットでも民主主義国の間で AI をめぐる基本的価値の認識を共有し、共通の基準設定により連携を深めることの重要性が確認された
- ◆ EU の規制案は、倫理的観点から AI がもたらすリスクを 4 段階に分類した「リスクベース」の規制となっており、独自の AI 倫理のアプローチで人権やプライバシーの保護等 EU が重視する価値観を守り、国際規制の形成において主導権を握る狙いもあるとみられる
- ◆ また、米国においても、中国との「技術覇権競争」において重要視される AI 分野において、民主的な価値観に基づく AI 利用の国際基準を形成することが急務であるとの認識が広がり、EU との連携強化の動きや議会での AI 規制をめぐる議論が活発化している
- ◆ 2023 年 4 月、中国政府が、国内の社会的安定を維持する狙いから、民間セクターによる AI 利用を規制する「生成 AI」に関する規制案を発表しており、この先、中国が主導する AI ルールに同調する新興国側と西側諸国の間にてデジタル規制面での影響力争いに発展する可能性もある。民主主義陣営にとっては、倫理的な開発・利用のための規制を実施しつつ、先進的な革新をリードしていくことが課題となる

1. 「リスクベース」の EU の AI 規制案～独自の倫理的アプローチで規制の国際基準をめざす EU

EU が世界初の包括的な AI 規制案を発表

2023 年 6 月 14 日、欧州議会が人工知能(AI)の利用に関する包括的な規制案「AI Act」を賛成多数で採択した。法的拘束力のある AI 規制としては世界初の取り組みとなり、倫理的観点から AI がもたらすリスクを、「許容できないリスクの AI」、「ハイリスクの AI」、「限定的リスクの AI」および「最小リスクの AI」の 4 段階に分類した、「リスクベース」の規制となっている。

同規制案は、2021 年 4 月に欧州委員会が発表し、テクノロジー企業等産業界や NGO 等のステークホルダーとの議論を踏まえ、2 年間にわたり修正案についての協議が EU 内で続いていた¹。欧州議会での可決成立を受け、この先欧州議会、EU 理事会および欧州委員会の 3 者協議を開始し、遅くとも年内の合意をめざしている。その後、2 年間の猶予期間を経て適用開始となるため、本格的な導入は最短でも 2026 年頃になる見通しだ。EU 規制の導入には数年を要することから、AI 技術の急速な発展に対応するために、利用される分野や技術に関わらず AI がもたらす「リスク」に応じて規制を課する「リスクベースアプローチ」を採用する背景にもなった。

¹ 同 AI 規制案に対し、100 社以上の NGO が「高リスクの AI」の義務要件が人権保護には十分ではないと主張していた。企業のロビー活動に関する研究・キャンペーン団体 Corporate Europe Observatory によると、2022 年秋から 2023 年 1 月までに AI 規制に関して欧州議会議員が実施した外部との面談回数 1,012 回(公開ベース)のうち、391 回がテクノロジー企業を中心とする産業界との面談であった(そのうち、グーグルが 28 回、マイクロソフトが 24 回、シーメンスが 12 回と面談回数が多い)

2018年5月に施行されたEUの個人データ保護ルール「一般データ保護規則(GDPR)」の導入が、世界の個人情報保護規制に大きな影響を与えた経緯から²、AI規制案についてもこの先世界主要国の政策に影響することが予想される。また、違反した企業には最大で4,000万ユーロまたは世界全体の売上高の7%のどちらか高い方の罰金が科されることが見込まれるため、企業への影響も大きい³。EUを拠点とする企業と個人のみならず、EU市場にAI製品やサービスを販売する全ての企業に適用となるため、日本企業へも影響を及ぼす。

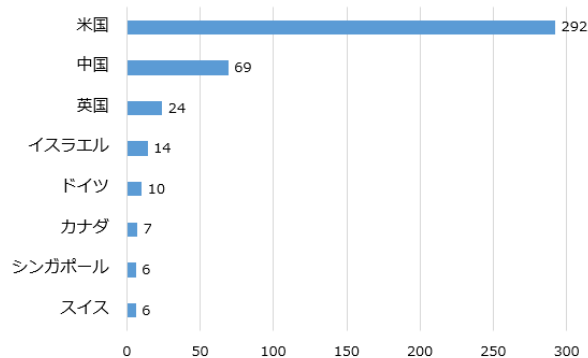
EUのAI規制の目的として、EUは、「市民の安全、基本的権利およびEUの価値観を保護するとともに、AI技術の域内普及と統一されたデジタル単一市場およびイノベーションに適した法的環境を推進すること」を挙げている。AIは、産業の生産性の向上やイノベーションの加速等のメリットがある一方で、プライバシーの侵害や差別的バイアスが生じる負の側面が危惧されている。AI規制案により、人権やプライバシーの保護等EUが重視する価値観を守り、「人間中心のAI」の原則を推進する姿勢を鮮明にしている。

狙いは規制形成の国際的主導権と欧州の技術的競争力の強化

また、AI分野のイノベーションにおいては米国および中国がけん引する状況(図表1)にて、EUは人権等欧州の価値観を守り、「信頼性」に焦点を当てることで独自のAI倫理のアプローチを早期に展開し、国際規制の形成において主導権を握る狙いもあるとみられる。AI規制によって、EU域内に拠点を置くテクノロジー企業がAI事業に投資しやすい環境を整え、欧州の技術的競争力を強化する狙いもある。

規制案の策定に参加した欧州議会議員からは、「人々の基本的な権利を保護しつつ、欧州のイノベーションを刺激するバランスが取れた内容」「市民の権利を保護しつつ、イノベーションと経済を後押しするための妥協点を見つけることに成功した」等の発言があり、「市民の権利」と「イノベーションの促進」のバランスを重視していることが読み取れる。

【図表1】国別AI関連ユニコーン数(2022年)



(出所)State of AI Report 2022 より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

2. 注目される「ハイリスクAI」と定義の拡大

EUのAI規制案の「リスクベース」アプローチ

EUは、2018年に発表した初の「AI政策指針」においてAI利用による倫理的問題への対処が必要であると指摘し、当初は運輸セクターにおける自動運転の規制等、セクター別の規制が検討されていた。その後、2020年2月に発表されたAI規制のたたき台となる「AI白書」において、市民の基本的権利をより包括的に保護するためには、分野横断的にAIのリスクに応じて「高リスクのAI」および「低リスクのAI」の二つに分類する必要があるとの方針が示された。「AI白書」に関する公開諮問においては、産業界から「高リスクのAI」の範囲が「曖昧」かつ

² IT大手マイクロソフトやメタが、GDPRの法的要件を欧州のみならず全世界の利用者に適用している

³ 2021年の法案では「違反した企業には最大で3,000万ユーロまたは世界の売上高の6%のどちらか高い方の罰金が科される」となっていたが、最終案では金額が引き上げられた。また、基本的権利にリスクが生じる場合等においては、AIシステムの市場からの取り下げやリコール等の是正措置を義務付けられる可能性もある

「広すぎる」との意見が多く、リスクを 4 段階に分類し対象を絞った、AI 規制案の発表に至った(図表 2)。

【図表 2】EU の AI 規制案発表に至る経緯

年月	概要
2018年4月	European Initiative on AI(EU初のAI戦略)発表 ①投資促進 ②社会変化に対する対応 ③倫理ガイドラインを柱とした、EUとして協調した取り組みを推進
2018年6月	欧州委員会によるAI専門家グループの設立
2018年12月	Coordinated Plan on AI(AI連携計画)発表 スイス、ノルウェー含む欧州地域におけるAI開発の連携を強調
2019年4月	Ethics Guidelines for Trustworthy AI(AIの倫理ガイドライン)発表 ①人間の代理機能と人間による監視 ②強靱(じん)性と安全性 ③プライバシーとデータのカバランス ④透明性 ⑤多様性・非差別・公平性 ⑥社会・環境福祉 ⑦説明責任
2020年2月	White Paper on AI(AI白書)発表 人間中心のAIルール策定に向けた提案(ハイリスクAIに対しては新たな規制導入が必要)
2021年4月	AI Act規制案の発表
2023年5月	欧州議会の域内市場・消費者保護委員会および市民の自由・司法・内務委員会が AI Act規制案を承認
2023年6月	欧州議会がAI Act規制案を採択
2023年7月	欧州議会、EU理事会および欧州委員会の3者協議を開始
2023年12月	3者協議の合意(予定)
2026年	2年間の猶予期間を経て適用開始(予定)

(出所)欧州委員会発表資料より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

2021 年の規制案では、4 段階のリスクのうち最も厳しいカテゴリーである「許容できないリスクの AI」は、政府による個人の信用度評価への利用等が対象となり、公的空間での警察による顔認証技術の利用も原則禁止となっている。2023 年 5 月の修正案では、原案に加え、「事後の遠隔生体認証⁴」や「ジェンダーや人種、宗教等の機微な特性を利用した生体認証システム」、「過去の犯罪歴等に基づく予測的取り締まり」、「法執行、国境管理、職場および教育施設における感情認識システム」等が「許容できないリスクの AI」に追加されている(図表 3)。

「ハイリスク AI」
が「限定的リスク
AI」かが企業にと
つてのカギ

一方で、企業に最も注目されるのが条件付き規制の対象となる「ハイリスクの AI」で、今後 AI の活用が見込まれる幅広い分野を対象としている。特に、修正案では、「ハイリスクの AI」の対象として、「人々の健康、安全、基本的権利および環境に害するもの」との定義を追加しており、テクノロジー企業はより多くの AI 技術が対象となると懸念を示している。

また、企業の人事や国境管理での AI 利用等に加え、医療機器や重要インフラ(運輸、ガス、水道および電力等)の管理と運用における「安全のための構成要素(Safety Components)」となる AI が該当する等、医療、空港・鉄道等運輸、エネルギー産業等にも影響が及ぶ可能性がある。

「ハイリスクの AI」の利用には事前の適合性評価等の実施が要求され、一部の「ハイリスクの AI」に対しては第三者による適合性評価も求められることから、AI 分野で多くみられる中小企業やスタートアップ企業にとって過度な負担となるリスクが懸念される。

他方、「限定的リスクの AI」については、事前審査の必要はなく消費者に対する透明性等の要求にとどまるため、自社の AI が「ハイリスクの AI」に該当するか「限定的リスクの AI」に該当するかが企業にとっては大きな争点となる。

⁴ 重犯罪を起訴するための法執行目的でのみ、法的許可を得た上で利用が認められる

【図表 3】EU の AI 規制案概要

利用の可否		対象となるAI	義務内容
許容できない リスクのAI	禁止	EUの価値観と矛盾するAIの禁止 <ul style="list-style-type: none"> 潜在意識への操作 子供や精神障害者に対する搾取行為 社会的スコアの一般的利用 公的空間での法執行目的の遠隔生体認証 事後の遠隔生体認証 ジェンダーや人種、宗教等の機微な特性を利用した生体認証システム 過去の犯罪歴等に基づく予測的取り締まり 法執行、国境管理、職場および教育施設における感情認識システム ソーシャルメディアやCCTV映像等から、顔認証データベース構築を目的に生体認証データを採取 	該当なし
ハイリスクの AI	可能 (要件と事前 適合性評価の 準拠が条件)	<ul style="list-style-type: none"> 規制対象製品のセーフティコンポーネントの使用 産業機械、医療機器等、第三者認証の対象となるもの 特定分野のAIシステム <ul style="list-style-type: none"> 自然人の生体認証と分類 重要インフラの管理と運用 教育・職業訓練 雇用、労働者管理、自営業へのアクセス 重要な民間・公共サービスおよび給付へのアクセスおよび享受 法執行 移住、亡命および国境管理 司法運営と民主的プロセス 政治活動やSNSで利用される推奨システム等における有権者へ影響力を及ぼすAIシステム 人々の健康、安全、基本的権利および環境に害するもの 	AI提供者 <ul style="list-style-type: none"> 組織内に品質管理システムの確立・実施 最新の技術文書の作成・更新 ユーザーによるリスクの高いAIシステムの動作を監視できるようなログ記録 事前の適合性評価 EUデータベースへのAIシステムの登録 要件遵守が証明された後、適合性のCEマーキングの貼付と適合宣言への署名 市場投入後のモニタリング、市場監視当局と協力 一部AIには第三者評価が必要 AI利用者の義務 <ul style="list-style-type: none"> 取扱説明書に沿ったAIシステム操作 AIシステム利用の際、人間による監視の確保 リスク防止のため運用の監視 重大な事故または誤操作についてAI提供者に通知 既存の法的義務の適用(GDPR等)
限定的リスク のAI	可能 (情報開示・ 透明性の義務 が条件)	<ul style="list-style-type: none"> 自然人と相互運用するシステム 感情推定や生体情報に基づくカテゴリー形成を行うシステム ディープフェイク(実在する人物等に相当程度似せた動画等の生成または操作するシステム) 	<ul style="list-style-type: none"> 人とAIシステムが相互作用していることを通知 感情認識または生体認識が適用されていることを通知 ディープフェイクに対し警告ラベルを付す
最小リスクの AI	制限なし	上記以外のAIシステム	必須義務はないものの、ハイリスクAIに対する要求事項を自主的に適用することが奨励

(出所)欧州委員会発表資料より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

(注)赤字が2023年5月発表の修正案における追加事項

3. 「ゲームチェンジャー」となった「生成AI」～国際的なAIガバナンスの議論を加速

「生成AI」もEUのAI規制案の対象に

EUがAI規制案の法制化を進める上で、新たな「ゲームチェンジャー」となったのが、学習させた大量のデータを基に文章や画像、音楽等の新しいデータを生成する「生成AI」の普及拡大である。特に、米国のオープンAIが開発した対話型AIのChatGPTは、2022年11月に一般向けに公開されてから2ヵ月でユーザー数が1億人を超える等、急速に利用者数が拡大している。「生成AI」は、専門的な知識無しに簡単な「指示」をテキストなどで入力するだけでデータを生成させることができる一方で、情報漏洩や著作権・商標権等の権利侵害のリスクも指摘されている。2023年3月、イタリアはオープンAIがEUの個人データ保護ルール「一般データ保護規則(GDPR)」に違反しているとして、国内でチャットGPTへのアクセスを一時停止した⁵。

2021年4月のEUのAI規制案発表の時点においては、「生成AI」を含む「汎用型(general-purpose)AI⁶」は法案の範囲に入っていなかったが、その後の「生成AI」の急速な普及を受け、2022年にEU理事会議長国を務めたフランスが「汎用型AI」を規制案の対象に含むことを提案した。一部の加盟国および規制の対象となる米国テクノロジー企業の反対意見を受

⁵ その後オープンAIが年齢認証機能と、自分の情報がAIモデルの訓練に使われることをユーザーが拒否できる仕組みの導入に同意したことから、イタリアにおける同社のサービスへのアクセスを再開

⁶ AIは、画像・音声認識や自動運転システム等個別の分野・領域に特化した「特化型AI」と様々な役割や課題を処理する「汎用型AI」に大きく二分される

けつつも⁷、修正案では「汎用型 AI」を対象とする方針に転換したとされる。「生成 AI」の開発企業としては、第三者機関による事前審査が必要となる可能性のある「ハイリスクの AI」ではなく、透明性表示義務のみを負う「限定的リスクの AI」と認定されることを望んでいたとされる。

2023年5月の修正案において、「生成 AI」は「ハイリスクの AI」には分類されず、「限定的リスクの AI」の一部として提供者により高い透明性の確保を求めることが義務付けられている。具体的には、大量のデータを使ってトレーニングされた基盤 AI モデルの提供者に対し、「独立した専門家の調査に基づき、リスク管理、データ・ガバナンス等の要件を遵守する」との要件が追加された。基盤 AI モデルの応用型である ChatGPT のような「生成 AI」に対しては、「AI が作成したと通知するとともに、創作の一環として取り込んだ著作物の詳細な概要の公表」が要求されることとなる。

こうした要件は「生成 AI」提供者に義務化される一方で、該当する AI モデルに関し、「生成 AI」開発者にとっても規制を遵守するために必要な情報提供がなされる必要性が生じる。ChatGPT の開発者であるオープン AI のアルトマン社長が、「策定中の EU の AI 規制法案が過剰な規制を課す場合、EU から撤退する可能性」を示唆したことが注目された(2023年5月)。アルトマン氏は、その直後にスペイン、フランス、ポーランド、ドイツ、英国を訪問し、各国の首脳および規制当局と協議を行い、「EU 域内でサービスを提供するために規制を遵守する予定」と発言したものの、AI モデルのトレーニングで利用された著作物の詳細な概要を公表する要件については「困難」との姿勢を強調している。

4. 米国での潮目の変化～背景にある「デジタル覇権競争」

AI 国際基準策定 において米国が EU と連携へ

2021年にEUが発表したAI規制案に対し、発効となれば多大な影響を受ける米国テクノロジー企業は、EUのみで立法を進めるのではなく国際的なパートナーやステークホルダーとの連携や複数国間のルールの調和を要求していた。EUは従来から巨大なIT企業への強硬姿勢で知られ、デジタル規制では米国IT企業を保護したい米国政府とは意見が対立する傾向にあった。例えば、2020年12月にはGAFAをはじめとするIT企業に対し、EU域内で事業を行うためのコンテンツや公平な競争条件等において厳格な規則を定める「デジタルサービス法」や「デジタル市場法」の規制案を発表したばかりであった。

一方、バイデン政権の発足にともない2021年6月にEU・米国間で設立された「米EU貿易技術評議会(TTC)」⁸を通じ、AI等デジタル分野での国際基準策定における協力が進んでいる。2022年12月に開催された第3回閣僚会議では、「信頼できるAIの開発・運用に向けた共同ロードマップ」が発表され、「民主主義や人権という基本的価値に基づいたAIの国際基準策定で連携する」旨表明された(図表4)。

EU・米国間では、「規制」と「自主的なガイダンス適用」の適切なバランス等、規制に対するアプローチの違いが指摘されるものの、米国もEUが提唱する「リスクベース」のAI規制に同調している。

米国国内でも、「生成AI」の急速な普及を背景に、2023年3月、米国国務省の国立標準技術研究所(National Institute of Standards and Technology, NIST)が、米国政府による初のAI規制方針となる「AIリスク管理フレームワーク」⁹を発表した。同フレームワークは、あくまでもAIリスクに関するガイドラインであり、企業には自主的な遵守を求めるのみである点がEUの規

⁷ 膨大なデータを保有し「生成AI」の開発をリードするGoogleやMicrosoft等米国テクノロジー企業は、「生成AI」をAI規制案の対象とすることに反発していた。Google幹部は、「AIの利用者と開発者と提供者の責任のバランスを考慮する必要がある」と指摘し(2022年4月)、Microsoft幹部も当時のEU議長国を務めていたチェコに対し「生成AIの目的を知らずにハイリスクAIの要件を満たすのは不可能」と書簡を提出している(2022年秋)

⁸ 民主的価値に基づき新興技術や貿易面での課題に対応するための、米・EU間の協力枠組みで、技術基準、気候変動・クリーンテック、サプライチェーン等10の作業部会で実務レベルの協議が進められている

⁹ 第一部でAIに関わるリスクの考え方を示し、第二部でAIのリスクを低減するための具体的手法を機能別に分類して示している

制案とは大きく異なるが、2023年4月、上院院内総務であるシューマー氏が AI 規制整備の取り組みを開始したと明らかにしており、米国でも議会を中心に AI 規制をめぐる議論が活発化している。

【図表 4】米 EU 貿易技術評議会(TTC)閣僚会議における AI 関連の連携内容

	開催場所	AIに関連した連携内容
第1回(2021年9月)	米国ペンシルベニア州	<ul style="list-style-type: none"> 革新的で信頼性が高く、普遍的な人権と民主的価値観を尊重するAIシステムの構築で協力 AIに関するサブグループ設立
第2回(2022年5月)	フランス	<ul style="list-style-type: none"> AIの信頼性やリスクの評価基準や方法に関する情報共有で協力 評価ツールに関する共同の行程表を策定
第3回(2022年12月)	米国メリーランド州	<ul style="list-style-type: none"> 「信頼できるAIの開発・運用に向けた共同ロードマップ」の発表
第4回(2023年5月)	スウェーデン	<ul style="list-style-type: none"> 生成AI対策での連携を加速 信頼性を測る指標やAIによるリスクを管理する手法について、新たに3つの専門家グループを設立 企業が自主的に署名するAI行動規範の原案を発表予定

(出所)欧州委員会発表資料より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

中国による AI 開発と「生成 AI」規制案発表が米 EU 協力の契機に

米国が AI 規制において EU との協調路線にシフトした背景として、中国との「技術覇権競争」の中核となっている AI 技術の重要性がある。中国は、2018 年に AI を戦略的重要分野に指定して以来先端 AI の研究開発を加速させており、「第 14 次 5 ヶ年計画(2021-2025)」において掲げる戦略的先端産業の一つ目に「次世代 AI」を挙げている。米国は、中国が顔認証等の AI 技術を利用した監視や情報管理等による社会統制を進め、特に AI の軍事利用を加速している状況を懸念している。

こうした背景から、米国は、中国に対する AI 分野の技術的優位性を維持するのみならず、米国や民主主義国家が連携して民主的な価値に基づく AI 利用の国際基準を形成することが急務であると認識するようになったと考えられる。EU との協力のみならず、日米豪印の協力枠組み「クアッド」においても、AI や半導体等の先端技術分野での連携を強化しており、特に人権等の基本的価値に配慮した国際ルール形成をめざしている。

また、2023 年 4 月、中国の国家インターネット情報弁公室(CAC)が「生成 AI」に関する規制案を発表したことも、米国が AI の倫理的な利用をリードし、技術における主導的立場を維持すべきとの世論が優勢になるきっかけとなった。中国の規制案によると、「生成 AI」を利用したサービスを始める前には、当局への「安全評価」の届け出を必要とし、コンテンツが中国共産党の価値観と一致することを企業に義務付ける。

中国においても「生成 AI」のサービスが普及する中、早急な規制導入により中国共産党政権の公式見解とは異なる回答の拡散を防ぎ、社会的安定を維持する狙いがあるとみられる。中国政府による AI 利用を通じた社会統制が指摘される中、規制案では「政府」による AI 利用は触れず、「民間セクター」企業による AI 開発および利用を対象としている点が際立つ。

EU の AI 規制で「許容できないリスクの AI」と指定される遠隔生体認証等は、中国では民間セクターよりも政府による利用が問題視されている状況であり、中国の規制案は EU の規制案と根本的な目的を共有していない。EU の AI 規制案は、「市民の安全、基本的権利および EU の価値観を保護する」ことを目的としており、先端 AI の開発とともに AI 利用による国内統制を進める中国に対するけん制であるとも解釈できる。

5. AI 規制の国際連携の動き～各国の温度差

民主主義国間で AI ガバナンスの共通基準で合意する重要性を共有

2023 年 5 月に開催された G7 広島サミットの共同声明では、「AI ガバナンスに関する国際的な議論と AI ガバナンスの枠組み間の相互運用性の重要性を強調する」と AI ガバナンスにおける連携の重要性で合意している。一方で、「信頼できる AI という共通のビジョンと目標を達成するためのアプローチおよび政策手段が、G7 諸国間で異なり得ることを認識」とも言及され、AI 規制に関するアプローチにおける各国の立ち位置の違いが明確に読み取れる。

日本政府は、EU に比べ AI の利活用に対してより前向きな姿勢を示しており、AI に対する直接的な法規制の代わりに、米国同様に法的拘束力のないガイドラインの整備が進んでいる¹⁰。英国は、2023 年 3 月、AI の規制監督機関は設立せずに既存当局に権限を与え、各分野において実践的なガイダンスを示すことでイノベーションを推進する「プロ・イノベーション」方針を示した。AI の規制分野で EU に出遅れた英国は、原子力の平和的利用を促進する「国際原子力機関(IAEA)」の AI 版の国際機関を国内に誘致し、AI 開発・利用の監視や研究のグローバル機能を担うことをめざしていると報じられている¹¹。

米国、日本および欧州では規制に対するアプローチは異なるものの、2023 年 5 月の G7 サミットでは「生成 AI」のリスクが広く認識され、安全に運用することが国際社会の責務と認識された¹²。EU 高官は、EU・米国のみならず、日本や豪州含む民主主義国の間で AI をめぐる基本価値の認識を共有し、共通の基準設定により連携を深めることが重要と強調する。

一方、2023 年 6 月に南アフリカで開催された BRICS 外相会議の共同声明においても、「人権の保護、イノベーション促進および経済成長のため、倫理的な AI 開発・利用を目的とした国際的なガバナンスの枠組みを策定する必要性」を提唱したことが注目される。EU の AI 規制や G7 の共同声明と似通った文面であるが、欧米主導の国際秩序と対抗する新興国ブロックとなりつつある BRICS のめざす「AI ガバナンス」は、中国が発表した AI 規制から読み取れるように必ずしも民主主義陣営の提唱する「AI ガバナンス」と合致しない可能性がある。この先、中国が主導する AI ルールに同調する新興国側と西側諸国の間にてデジタル規制面での影響力争いに発展する可能性もあり、民主主義陣営にとっては、倫理的な開発・利用のための規制を実施しつつ、先進的な革新をリードしていくことが課題となる。

6. 最後に～ AI 覇権争いは技術から規制へ拡大

AI ガバナンスの国際ルール形成に期待される日本の役割

AI の規制は、技術的難易度の高さやイノベーションの阻害への懸念等から主要国でも議論が進展しにくい状況であったが、EU の AI 規制案発表とその後の「生成 AI」の発展を受け、同様の規制導入の動きや G7 を中心とした国際連携が進んでいる。

AI のイノベーションにおいては依然米国および中国がけん引する状況にて、EU の規制案が欧州における AI のイノベーションを阻害し、EU における AI 開発や事業展開の遅れや経済的発展の遅れにつながる可能性も指摘される。他方で、真の EU の狙いは、EU 共通の規制の導入によって域内でのイノベーションや事業拡大を促進し、国際基準の設定により規制の面においても技術の面においても国際的優位性を向上させることであるといえる。裏を返せば、EU 域内では米中に比べ AI 開発の先進度が劣っているからこそ、先陣を切って規制導入に踏み切ることができた、とも指摘できるだろう。

¹⁰ 経済産業省が 2021 年 7 月に公表した「AI 原則実践のためのガバナンス・ガイドライン ver1.0」にて、AI の開発や運用に携わる事業者の行動目標などを整理し、外部専門家等の意見も踏まえ 2022 年 1 月に「ガイドライン ver1.1」を公表

¹¹ 2023 年秋に AI の安全性に関する初の国際サミットを英国で開催予定

¹² G7 広島サミットでは、「生成 AI」のガバナンス等に関する議論を目的とする作業部会を通じた「広島 AI プロセス」を年内に創設することが決定し、2023 年 5 月末に初回会合が開催されている

AI 技術が急速に変化し複雑化する状況にて、同規制の実際の発効までに数年は要すると見込まれることから、立法プロセスの期間に規制の有効性がなくなるとの指摘もある。また、EU 規制案が実際に施行された場合も、急速な AI 技術の発展にともなって AI 提供者が意図せずに引き起こされるリスク等も想定され、透明性をめぐるルールの実現可能性について疑問視する意見も根強い。

特に産業界では AI 規制の有効性について懐疑的な見方もある一方で、AI 技術の急速な発展と米中技術覇権競争における規制の重要性の高まりを背景に、民主的な価値観に基づく AI 利用の国際基準を形成することへの政策的意義がそれを上回ったといえるだろう。国際的な法整備が実現するまでの対策として、2023 年 5 月の米 EU 貿易技術評議会(TTC)において、EU および米国は企業が自主的に署名する AI 行動規範の原案を取りまとめることを明らかにしており、G7 加盟国に対しても AI 行動規範への参加を推奨する方針である。

規制に対する姿勢や手法は異なるものの、民主主義国間では AI 規制導入の背景にある基本的理念は共有されており、G7 議長国の日本は閣僚級の議論の枠組みである「広島 AI プロセス」を通じて、国際的なルール形成をリードすることが期待される¹³。AI を巡る米中の技術覇権競争は、AI を巡る国際的な規制覇権競争に変容しつつあり、民主主義国陣営にとっては、「グローバルサウス」をも巻き込んだ国際的な議論およびルール形成をリードしていくことが必要となる。

以上

みずほ銀行 国際戦略情報部
総括・グローバルインテリジェンスチーム 調査役 舘林 明日香
E-mail: asuka.tatebayashi@mizuho-bk.co.jp

© 2023 株式会社みずほ銀行

本資料は金融ソリューションに関する情報提供のみを目的として作成されたものであり、特定の取引の勧誘・取次ぎ等を強制するものではありません。また、本資料はみずほフィナンシャルグループ各社との取引を前提とするものではありません。

本資料は当行が信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、当行はその正確性・確実性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることがあります。本資料のご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。本資料の著作権は当行に属し、本資料の一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他の如何なる手段において複製すること、②当行の書面による許可なくして再配布することを禁じます。

¹³ 日本は、2016 年の G7 情報通信大臣会合で「AI 開発原則」を提唱し、2019 年の G20 貿易・デジタル経済大臣会合では議長国として「G20AI 原則」を取りまとめる等、国際的リーダーシップを発揮してきた